



諸手当改善と労働条件向上を求める！



これが職場の声だ！

その②

JR東日本輸送サービス労働組合中央本部はJR東日本会社に本部申18号【すべての仲間の「働きがい」と「豊かさ」を形にするために、諸手当改善をはじめとした総合労働条件の向上を求める申し入れ】を昨年2024年11月20日に提出しました。申し入れ項目は全39項目ですが、これを見た現場の組合員からは職場で感じている声が多く寄せられました。働く者がより良い将来の展望を持てるように諸手当改善・総合労働条件向上の実現を目指し、現場から本部交渉団を支えていきましょう！

【申し入れ項目】

13. 繁忙期手当として、最繁忙期料金の設定期間に勤務した場合に、賃金規程第9章（特殊勤務手当）第105条の9（支給額）に準じた内容で手当を新設すること。

【寄せられた声】

- 「コロナ前には戻らない」と言われたがインバウンドや新幹線の需要は相当なもの。ただでさえ忙しいのに繁忙期の社員の負担は相当なものだから。
- 新入社員が入って来なくなり要員は減るばかり。**社員一人ひとりの業務量は増えているため。**
- 現場は効率化と要員不足により業務量が増加しているので繁忙期手当として、最繁忙期料金の設定期間に勤務した場合に手当がなければやっていられない。
- 窓口が減っている中、繁忙期に少ない要員で接客している**社員へモチベーションアップのために。**
- 最繁忙期への手当の拡大は、日頃鉄道を利用しない方も利用する時期で、通常よりも極め細かな丁寧な対応が求められる。それに**会社の売上向上に大きく寄与している時期**でもある。
- 繁忙期手当と合わせて、**酔客の多い金曜日の深夜帯及び不慣れな利用者の多い土・休日に勤務した場合の割増手当**も求めるべき。
- 多客期(定期多売、GW、お盆、年末年始)は業務量が増加し担当者の負担が大幅に増加するためその対価として求める。

14. 賃金規程第10章 第3節 第113条2（夜勤手当）の定めにある支給額を50/100に増額すること。

【寄せられた声】

- 本来人間が動物として休息を取る時間に鉄道の特殊性により労働している。**不規則な勤務形態**で肉体が病んだり早死にのリスクも非常に大きい。夜間にしか出来ない事も理解はするが、ならばその特殊性に対する対価である**夜勤手当増額**を求める。

17. 現業機関において勤務する者のうち、高気温環境下で作業に従事する者に対し「酷暑（高温）手当」を新設すること。なお、支給にあたっては夏季（7月～9月）期間において1暦日あたり500円を支給すること

【寄せられた声】

- 昨年の酷暑はひどかった。体調管理の面からも酷暑での作業は手当が必要。
- 夏季の期間は暑さに伴い、汗などの臭いを含めお客さまへ不快感を与えないために着替えを多く用意し持参している。衣類の購入費用など負担が発生しながらもサービスや体調管理に取り組んでいる。
- 高気温環境下での作業に従事する者には、**ホーム立ち番担当社員も含む**こと。
- 夏季の高温多湿の中、構内作業（ポイント点検、清掃、除草作業など）は命の危険もあり、疲労困憊になるので、手当では必要である。

「社員が健康な会社は強い」なら強くなるために
モチベーションアップのために支給を求め!!その③へ